



Title	日本における亡命百済・高句麗移民とその子孫の同化過程：8世紀までの再考
Author(s)	アンデルセン, マルテ エミル
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2022, 6, p. 7-10
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/89312
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日本における亡命百済・高句麗移民とその子孫の同化過程

— 8世紀までの再考 —

日本史学 博士前期課程 2年
アンデルセン エミル マルテ

はじめに

日本古代史研究において、海外からの移民とその子孫（いわゆる渡来人）が果たした役割が長らく注目されてきて、特に4世紀末から8世紀半ばまでに彼らが古代日本の文化と国家に与えた影響が重視されている。9世紀以降になると、移民の子孫の外国的な色合いが薄れていき、在来の人々と同化したと考えられているが、この同化過程がまだ十分に注目し研究されているとはいえない。古代国家の形成にきわめて重要であった移民系の人々が古代日本において特に重要であったのは、移民系としての特徴によってであったのだが、その特徴が薄れていき、彼らが在来系の人と同化していった過程をしっかりと捉えること自体が、日本古代史において彼らを正確に位置付けることであるから、重要な作業である。

同化過程は移民がどこから移住してきたか、いつ移住してきたかと密接に関わると考えられるが、ここでは、移住の時期が断定しやすいことから、7世紀後半に古代朝鮮半島の国の百済と高句麗の滅亡（百済は660年に、高句麗は668年に滅亡）によって列島に亡命してきた人とその子孫に注目し、便宜のため、彼らを「亡命系」と呼ぶこととする。

1 亡命系氏族と姓

先行研究では亡命系の人々の同化を主題とするものがないが、言及をするものはいくつかあり、そのうち、彼らの姓の日本風化を特に注目するものが多い¹。姓は古代日本において天皇によって賜わるものであり、改めるのにまた天皇の許可が必要であった。亡命系移民が列島に移住してきたとき、外国風姓のまま律令国家に組み込まれ戸籍に載せられた。しかし、神亀元年（724）に限られた範囲の一時的な日本風姓への賜姓が行われ、天平宝字元年（757）に「その高句麗・百済・新羅の人々が、古くから天皇の徳を慕って、[日本に] 来て我々の風俗にしたがっているので、姓を賜わることを願えば、悉く許可せよ」²という勅によって、広範な日本風姓への賜姓が行われるようになった。その結果、9世紀の時点で亡命系氏族の大部分は日本風姓をもつようになり在来系の人々と区別がつけにくくなったことから、先行研究は亡命系氏族の同化に関して、天平宝字元年の勅の影響を特に強調している。

姓以外にも、同化を窺うことができる要素があり、具体的にいうと、官位、官職、知識・技術なども先行研究で取り上げられている³。ただし、明らかにされている諸事を総合的に捉え同化そのものを中心的に論じる研究がないため、亡命系氏族の同化過程の全体像がまだ不明である。また、亡命系氏族の人々の名前にも同化がみられるものの、詳細な検討が未だなされていない。したがって、本研究ではまず、名前にみえる亡命系氏族の人々の同化を明らかにする。次に、名前の同化の検討と、亡命系の同化に関する先行研究に見られる成果を踏まえて、同化を総合的に考えて同化過程の全体像を明らかにすることを目的とする。冬に提出する修論で扱う範囲は8世紀までとなるので、本報告でも8世紀までの同化過程のみを視野に入れることとし、9世紀以降を今後の課題とする。

2 名前の同化

研究の対象とする時代（7世紀後半から8世紀まで）に、「(某)麻呂」「(某)人」「(某)足」「(某)虫」「(某)山」「(某)養」などのように日本風の名は身近な具体的なものを名とした傾向が強かった。一方で、亡命系移民の一世およびその子孫の一部が名乗った外国風名は、「福信」「中文」「正勝」「善得」などのように抽象的な漢字二字の名がほとんどであり、これらの名は一文字あるいは全文字を訓読みすることが多かった日本風名と違って、音読みされたという特徴もあったと考えられる。また、例が少ないが、その他に象徴的な漢字二文字ではなく、万葉仮名的な書き方がなされている名、高句麗系の人の一部に一文字の名、の存在も推測できる。

亡命系の人々の名を伝える主な史料は、『日本書紀』と『続日本紀』の国史、および奈良時代に行われた一大事業の一つであった一切経の写経と関係する古文書である。

まず国史についてみれば、初見が699年以前の亡命系の人全員外国風名であり、780年以降の亡命系の人全員日本風名なので、変化がその間に起こっていることがわかる。一方で、写経関係古文書についてみれば、史料が730年代から770年代のみあるが、古文書の史料には760年以降が初見である人に外国風名の例が一つもない。

したがって、二つの系統の史料における名の変化の時期が異なっているようにみられるが、ここで注意しないといけないのは、名前が決まった時期である。これらの史料にみえる名前は生まれたときに決められたと考えられるが、国史にみられる人は基本的に高位者のみであり、亡命系氏族の場合、それぞれの氏族を筆頭するような立場にいる人であり、すなわち割と年齢が高く、おそらく50歳ぐらいを平均としている。一方で、古文書にみえる写経に携わった人たちはそれより若くて、彼らの年齢を伝える史料から計算してみれば、平均がおおよそ30歳となる。こうすると、古文書と国史にみた名の変遷を、うまれた年に合わせてずらす必要があることがわかり、その結果が以下の表である。

古文書の外国風名の割合	国史の外国風名の割合	命名年代	命名をする世代
	77% (初見が720～739)	第一期 680前後 (670～689)	一世を中心に、二世も
41% (初見が720～739)	48% (初見が740～759)	第二期 700前後 (690～709)	二世を中心に、一世と三世も
8% (初見が740～759)	23% (初見が760～779)	第三期 720前後 (710～729)	二世と三世を中心に、四世も
0% (初見が760～)	0% (初見が780～)	第四期 740前後 (730～)	三世以降

このようにして、古文書と国史における名の変遷はおおよそ合致していることがわかる。互いに差異は少しあるが、例数の少なさによるものと考えてもいだろう。

世代にわけてみれば、一世は子供の名を選択する場合、外国風名を選択することが主流、二世は遡った時代に外国風名を選択することも多かったが、下った時代に日本風名を選択することが多く、三世はほとんど日本風名を選択したと整理できると思う。すなわち、命名慣習の同化は徐々に起こったものであり、二世から三世への変遷に際して基本的に完成しているように思われる。

また、時代的にみれば、命名慣習の同化が730年までに完結したと考えられる。これは1でみた天平宝字元年の勅(757)より前の時代であるが、そのほかに8世紀前半にみえる同化があるのか。

3 8世紀前半にみえる同化の全体

まずは法的にみれば、亡命系移民が移住した当初の時代から彼らが戸籍に付けられ、最初の特別な対処の期間が終わってから、法的には在来の人々と同様であった。ほぼ同様に、最初の時期から彼らも個人を対象とした官位の制度に組み込まれ、当初は官位が少し低かったが、8世紀初めから官位の位階の面で在来の人々との差異は見出しにくくなる。

次には教科書でも取り上げられる移民の先進的な知識・技術についてだが、史料がわりと残っている学術関係において、彼らの優越が顕著である時代は大体730年代— 世代的に言えば二世 — までであり、その後三世の人になると、先進的な知識・技術の所持者としての特徴が薄れていく。また、8世紀前半に執筆関係の仕事で彼らが特に多かった状況も史料から窺うことができるが、その特徴がなくなることは学術分野よりも少し遅れて8世紀半ばである。官職の面では彼らの技術力から、730年代まで技術官人的な職に付くことが多かったが、その後で、在来系の人々と似た形で地方の国司にも任命されることが増えて来る。

つまり、亡命系氏族の、独自の命名慣習、先進的な知識・技術という特徴が8世紀前半までにみえるが、8世紀半ばに二世から三世への変遷の時代になると、その特徴

が薄れていく。後者に関しては、その変化に応じて彼らの官職任命も日本人とより似た形になっていくといえると思うが、命名慣習の変化についてもそれに応じたような政策がみられると思う。

すなわち、1で取り上げた天平宝字元年（757）の勅では、改賜姓を許可する理由として風俗が日本風となったことがあげられているが、命名慣習というのは正に風俗の一つであり、その同化が風俗の全体の同化を示唆するとすれば、本勅がそういう風俗の変化に応じたものであったと考えられる。勅の発布の背景には、亡命系氏族が日本の風俗に馴染んで定着したことによって賜姓を要望するようになったことがあったという指摘が先行研究に既に存在していた⁴ものの、従来は風俗の変化の実例と関連付けられていなかった。ここではその風俗の同化をより確実に論証することができたと思う。

結論

このようにして、8世紀前半までに亡命系の人々の同化がかなり進んだとわかり、特に二世から三世への変遷が大きかったように思われる。ただし、姓が日本風化した時期が先行研究で指摘されている通り8世紀後半が中心であったし、カバネという、姓につく称号の制度において、亡命系氏族に対して上限が置かれた状況、祖先伝承は移民風であったことなど、在来系の人々と異なった特徴が9世紀に入っても窺えつづけられる。とはいえ、亡命系の人々の同化の進展が最も著しかった時期はやはり8世紀前半まで、換言すれば三世への変遷まで、の時期であり、8世紀後半に行われた広範な賜姓は国家側における方針転換でありながら、その前の時代に起こった著しい変化に応答するものでもあると考えられる。

1 平野邦雄 2018 [1970]「畿内の帰化人」平野邦雄『帰化人と古代国家』（吉川弘文館）所収、森公章 1998「古代日本における在日外国人観小考」森公章『古代日本の対外認識と通交』（吉川弘文館）所収、丸山裕美子 2020「古代の移民と奈良時代の文化」大津透編『日本古代律令制と中国文明』（山川出版社）所収など。

2 『続日本紀』天平宝字元年（757）4月辛巳（4日）条（勅）条より。

原文は「(前略) 其高麗・百濟・新羅人等、久慕_二聖化_一、来附_二我俗_一、志_二願給_一姓、悉聽許之。
(後略)」

3 例えば、官位については丁珍娥 2001「奈良時代における渡来人の叙位」『人間文化論叢』4巻、官職については菅澤庸子 1996「国司任用からみた新来渡来人と古代の日本」など、『世界人権問題研究センター研究紀要』1号、知識・技術については注1丸山論文などがある。

4 注1森論文。